

# 入札説明書

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業種 下水道施設工事
- (2) 工事件名 東部汚泥処理プラント濃縮槽建設その5工事
- (3) 工事場所 江東区新砂三丁目8番1号(東部汚泥処理プラント内)
- (4) 工事概要  
土木工事  
土工 一式  
築造工 一式  
仮設工 一式  
建築工事 一式  
建築機械工事 一式  
建築電気工事 一式
- (5) 工期 契約締結の日の翌日から310日間
- (6) 予定価格 718,567,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

なお、この工事は契約後V Eの対象工事である。

また、この工事は、建設工事の品質確保を図るため、入札の際に、工事価格及び施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式(試行)の対象工事である。

- (7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る主な手続は電子入札システムにより行うこと。電子入札の運用は、東京都下水道局が定めた東京都下水道局電子入札運用基準による。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までの事項の全てに該当し、かつ、3(1)により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 東京都下水道局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年3月30日付17下経契第225号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成

- 22年10月22日付22下経契第203号)第3条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき等。ただし、東京都下水道局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たらないこと。)
- (6) 東京都下水道局における平成23・24年度建設工事等競争入札参加有資格者(以下「競争入札参加有資格者」という。)で、業種05下水道施設工事の格付がA等級(以下「A等級格付者」という。)であること、又はA等級格付者で構成された年間型共同企業体(以下「A等級格付企業体」という。)であること。
- (7) A等級格付者及びA等級格付企業体の代表者は、次のア及びイの条件を満たしていること。
- ア 過去10年間で、元請けとして、国、地方公共団体等が発注した全体計画処理水量が10万 $\text{m}^3$ /日以上の下水处理場における土木躯体築造工事の施工実績を有すること。
- なお、共同企業体としての施工実績の場合は次の(ア)及び(イ)のとおりとする。
- (ア) 代表者かつ第1位の構成員の場合は、出資割合にかかわらず1件実績として認める。
- (イ) (ア)以外の構成員の場合は、出資割合が20%以上の工事を実績の対象とし、各工事の出資割合の合計が75%以上であるときに1件実績として認める。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。

### 3 競争入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、東京都下水道局が定めた一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子入札システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない

ない。

(2) 申請書は、公告の日から平成23年10月3日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで、電子入札システムにより受け付ける。ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。

(3) 申請書を提出したときは、2(7)の実績を証明する最高完成工事経歴書(様式第2号)を提出すること。また、その経歴書に記載した、工事の契約書及び施工内容が確認できるもの(仕様書、設計図面)の写しを提出すること。

(4) 資料は郵便若しくは一般・特定信書便事業者の信書便又は持参により、次のとおり受け付ける。

ア 期間 公告の日から平成23年10月3日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日

なお、郵便又は信書便による送付の場合は平成23年10月3日(月)までに必着

また、持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

イ 場所 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎5階

東京都下水道局経理部契約課調査係

電話 03(5320)6562(ダイヤルイン)

ウ その他 郵便の場合は書留、信書便の場合は書留郵便に準ずるサービスによるものとする。

(5) 様式第2号の用紙は、東京都下水道局入札情報サービスに掲載するほか、次のとおり配布する。

ア 期間 公告の日から平成23年10月3日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時までとする。

イ 場所 (4)イと同じ。

(6) 確認の結果は、申込みをした者に対して平成23年10月17日(月)以降に一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

#### 4 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項及び設計概要書を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 公告の日から平成 23 年 10 月 14 日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 場所 3(4)イと同じ。

(2) 3(6)の通知によりこの入札に参加する資格があると確認された者には、平成 23 年 10 月 17 日(月)以降に図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)を次の条件を付して配布する。

ア 積算以外の目的に使用しないこと。

イ 入札終了後は速やかに廃棄すること。

## 5 入札手続等

(1) 入札書の提出及び入札期間は次のとおりとする。

3(6)の通知日から平成 23 年 11 月 1 日(火)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 総合評価方式に係る資料の提出 公告の日から平成 23 年 10 月 3 日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、最終日は午後 3 時までとする。

書類の提出方法等の詳細については、公表時に添付されている「公表事項」等を参照すること。

(3) 開札の日時及び場所は次のとおりとする。

ア 日時 平成 23 年 11 月 2 日(水) 午前 9 時

イ 場所 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第二本庁舎 5 階

東京都下水道局経理部契約課契約係

(4) 入札参加者は、東京都下水道局が配布した工事設計書(表紙)、設計総括書及び工事費内訳書(以下「積算内訳書」という。)に必要事項を記載し、工事設計書(表紙)の余白に記名押印したものを作成しておかなければならない。

(5) 入札書には、自己の見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載のこと。落札決定は、この金額に 100 分の 5 に相当する額を加算した金額(この金額に 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。

(6) 入札に際しては、「(電子入札案件用)競争入札参加者心得」(以下「入札心得」という。)を遵守すること。

- (7) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合でも、再度入札は行わない。
- (8) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を、入札前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、入札保証金の納付を免除する。
- ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都下水道局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその契約に係る保険証券を東京都下水道局に提出したとき。
- イ 3(6)の通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。
- (10) 次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札について不正の行為があったとき。
- イ 虚偽の申込みを行った者のした入札
- ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は提出を求めた際提出しない者のした入札
- エ その他入札心得に違反したとき。
- (11) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、価格点と技術点の合計点（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札予定者とする。落札予定者は積算内訳書を提出し、内容の確認を受けなければならない。
- (12) 東京都下水道局は、落札予定者とされた者が提出した積算内訳書の内容を確認した後、その者を落札者とする。ただし、落札予定者が提出した積算内訳書の内容の確認が得られない場合又は当該入札価格ではその者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合は、その者を落札者とせず、入札した他の者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とし、同様に積算内訳書の内容の確認を行う。
- (13) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合につい

ては、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその契約に係る保険証券を東京都下水道局に提出したとき。

イ 3(6)の通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(14) 前払金は、東京都下水道局契約事務規程(東京都下水道局管理規程第33号)第44条第1項の規定により、支払う。

(15) この入札において不服がある場合は、東京都入札監視委員会下水道局事前審査運営要領(平成14年3月19日付13下経契第233号下水道局長通達)により、以下のとおり苦情申立てを行うことができる。

ア この入札に参加する資格がないと判断された者

(ア) 苦情申立ての範囲 入札参加資格がないと判断された理由

(イ) 期間 入札参加資格がないとの連絡を受けた日の翌日から起算して10日以内

(ウ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都庁第二本庁舎5階

東京都下水道局経理部契約課調整係

電話 03(5320)6561(ダイヤルイン)

イ あらかじめ設けた調査基準価格を下回った入札をした場合で、調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された者

(ア) 苦情申立ての範囲 履行能力がないと判断された理由

(イ) 期間 契約内容に適合した履行がされないと判断された旨の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内

(ウ) 場所 ア(ウ)と同じ。

## 6 その他

(1) この公告及びこの入札説明書に定めた資料等の作成等に要する費用は、申し込む者の負担とする。

また、申込みのために提出された書類又は資料等は、返却しない。

(2) 契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物

の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、東京都下水道局に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書の変更及び契約金額の変更を行う。詳細は特記仕様書等による。